船舶事故調査報告書

平成26年9月25日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員横山鐵男(部会長)

 委
 員
 庄
 司
 邦
 昭

 委
 員
 根
 本
 美
 奈

	T
事故種類	渡船橋損傷
発生日時	平成26年1月12日(日) 13時48分ごろ
発生場所	島根県西ノ島町別府港
	島根県海士町所在の隠岐松ケ埼灯台から真方位291°2,150
	m付近
	(概位 北緯36°06.5′ 東経133°02.5′)
事故調査の経過	平成26年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島
	事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。
	原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー フェリーおき、2,366トン
船舶番号、船舶所有者等	136139、隠岐広域連合
L×B×D、船質	99.50m×16.00m×11.30m、鋼
機関、出力、進水等	ディーゼル機関2基、6,620kW (合計)、平成15年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳
	三級海技士(航海)
	免 許 年 月 日 平成5年3月19日
	免 状 交 付 年 月 日 平成25年2月27日
	免状有効期間満了日 平成30年3月18日
	なし
 損傷	本船 なし
	渡船橋 伸縮シリンダーの取付けボルトが破断
事故の経過	本船は、船長ほか19人が乗り組み、旅客23人を乗せ、車両9台
	を積み、別府港の別府4号岸壁(以下「本件岸壁」という。)に船首
	を西方に向けて、船首からヘッドライン及びスプリングを、船尾から
	スターンライン及びスプリングをそれぞれ1本ずつ取り、左舷着けで
	着岸していた。
	本船は、平成26年1月12日13時48分ごろ、南西方向からの
	突風を受け、本船と本件岸壁との間隔が広がり、本件岸壁から本船に
	架かっていた渡船橋のタラップが本船側に引き込まれ、その可動範囲
	を超え、タラップ作動部の伸縮シリンダーの取付けボルトが破断して
	作動しなくなった。
	船長は、本船には損傷がなく、自力航行が可能であったので、運航

	管理者に報告した後、出港した。
	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	気象:天気 曇り、風向 南西、風力 6 (風速 約13m/s)、視界
	良好
	ー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュー ニュ
	島根県隠岐には、12日10時30分波浪注意報が発表され、13
	日16時10分解除された。
その他の事項	本船は、13時37分ごろ別府港の本件岸壁に着岸した。
	船長は、07時00分前及び12時00分前のテレビの番組で気象
	情報を入手していた。
	着岸時の風向は西寄りであり、風速約3~4m/s であった。
	本船の安全管理規程に基づく運航基準では、発航前に風速 2 0 m/s
	以上であれば、発航を中止しなければならないと規定されていた。
	本事故当時においては、船橋配置には、船長、機関長及び操舵手の
	3人が、船首配置には、一等航海士、甲板長、操舵手及び甲板員の4
	人が、船尾配置には、二等航海士及び操舵手の2人がそれぞれ就いて
	いた。
	本事故当時には、旅客の乗り降り、車両の積込み作業は、既に終了
	していた。
	渡船橋のタラップは、船体中央少し船尾寄りに架けられていた。
	本事故当時に使用していた係留索は、直径が60mm であり、材質が
	ポリエステル及びポリプロピレンの混合物であった。
	本船の出港予定時刻は、13時50分であった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、別府港の本件岸壁に着岸中、南西方向からの風を受け、本
	船と本件岸壁との間隔が広がったことから、本件岸壁から本船に架け
	られていた渡船橋のタラップが本船側に引き込まれ、その可動範囲を
	超え、タラップ作動部の伸縮シリンダーの取付けボルトが破断したも
	のと考えられる。
原因	本事故は、本船が、別府港の本件岸壁に着岸中、南西方向からの風
	を受け、本船と本件岸壁との間隔が広がったため、本件岸壁から本船
	に架けられていた渡船橋のタラップが本船側に引き込まれ、その可動
	範囲を超えたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・突風が吹く可能性のある場合には、着岸時にブレストラインなど
	の増しロープを取ること。

付図1 事故発生経過概略図

